

平成 21 年度 第 2 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 議事録

1. 開催日時 平成 21 年 9 月 10 日 (木)
2. 開催場所 村上市市役所 (本庁) 4 階大会議室
3. 出席委員 板垣藤生, 伴田友子, 松田昭平, 松本豊, 岩浅孝
高橋賢一, 田中早苗, 本間英三, 島田好, 佐藤利子
佐藤勝敏, 斎藤鶴二, 大滝キク子
4. 欠席委員 小田米子, 富樫アヤ
5. 出席職員 渡辺部長, 田島課長, 松田課長補佐, 須貝係長, 遠藤副参事
川内局長, 三鍋次長, 大西係長, 長柄係長
本間課長, 山田副参事, 奈良橋課長, 志村係長, 吉村課長
菅原係長, 斎藤課長, 加藤主査
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成 21 年度 第 2 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 会議次第

日時：平成 21 年 9 月 10 日（木）

午後 2 時 00 分～

場所：村上市市役所（本庁）4 階
大会議室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 報告
4. 議事
 4. 1 平成 20 年度決算における経営状況（上水道） 資料No. 1
 4. 2 平成 20 年度決算における経営状況（下水道） 資料No. 2
 4. 3 財政計画（上水道） 資料No. 3
 4. 4 財政計画（下水道） 資料No. 4
 4. 5 上水道事業実施計画 資料No. 5
 4. 6 下水道事業実施計画 資料No. 6
 4. 7 上水道料金の検討 資料No. 7-1～7-5
 4. 8 下水道使用料の検討 資料No. 8
5. その他
6. 閉会

会 議 経 過

1. 開会

事務局； ご案内しておりました時刻になりましたので、ただ今から第二回村上市上下水道料金統一検討委員会を始めさせていただきます。今日はお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございますございました。

2. 委員長あいさつ

委員長； 今日のご多忙の中、第二回目の委員会ということでお願いしたわけではありますが、皆さんお集まりいただきありがとうございます。先般、第一回目の委員会は5月28日にありましたから、およそ3ヶ月半経過したわけです。その間、この上下水道料金統一に関して市民の方から更に盛り上がった意見が出ているようであります。とりわけ朝日地区においては、井戸ポンプにメーターを設置するというので係員が住民に説明会を随所で開催しているわけです。その大変さもわかりますけれども、こういうご時世でありますから、時期につきましては非常に使命感を感じます。そういうことで皆さんも今日は英知を結集していただきまして、前もって資料を配布してありますし、多分検討しておられたのではないかと考えておりますし、期待もしておりますので今日は活発なご意見をお願いしたいと思います。短時間ではありますが集中してご審議を賜りますようお願いして、一言、ごあいさつに代えさせていただきます。

早速でございますけれども、これから会議に入らせていただきます。それでは次第の三番の報告ということで事務局から随時、報告をお願いいたします。

3. 報告

事務局； それでは私の方からは次第の三番の報告ということでお願いを申し上げます。報告につきましては、前回、第一回目の委員会でご指摘頂いた部分についてご報告させていただきます。

第一には資料の中で水道料金につきまして、現行料金の表が分かり辛いというご指摘を頂きまして、今回は次第のすぐ後ろに下水道の方と同じ作り方をして、それぞれの地区を一枚の資料で分かるように直しております。この表をご覧頂くと分かると思うのですが、一般家庭用ということで基本料金だけの場合、それから水量20^m使用された場合、30^m使用された場合と、それぞれの今の各地区の料金体系で計算した場合ということで記載してございます。なお、欄外の※印について荒川地区はメーター使用量も加算されますので、13mmについては50円を基本料金にプラスして、一応計算されますのでお願いしたいと思います。それから下の表につきましては、営業・店舗等ということで表を分けて載せました。この中で村上・山北地区につきましては、口径別の料金体系を使っておりますのでその結果、営業・店舗等の区分がございませんので上の表と同じ金額が入っているということでございます。また荒川地区につきましても特別の区分がございませんので、こちらの方も同じ金額が入っているということでご理解頂きたいと思っております。神林・朝日地区につきましてはこの営業・店舗等については20^mまで基本料金という形で計算されております。なお、朝日地区につきましては、基本料金が1^m単価の185円の10・20^mで基本料金が設定されていますので、上の方の一般家庭の20^m使用したものと営業・店舗等の基本料金が同じ金額になります。30^m使用した場合の営業・店舗等につきましては、上の方の一般家庭の30^mと同じになるということでございますので、そんな見方をしていただきたいと思います。

それから第二には第一回の検討委員会の議事録ということで遅くなりましたが、市のホー

ムページにも掲載させていただきました。それで今日は委員の方についてのみ印刷したものを添付させていただきました。この内容につきましては、特別にご説明は申し上げませんが、事前に配布されてあったかと思えます。内容をご覧頂ければと思います。

最後にもう一点、この料金統一について合併7年目にとということの部分で、その7年目ということについての理由は何であったのかということで質問を頂いておりました。それで第一回目の時には分かったような分からない説明で終わっておりましたので、本日改めてこの7年目にしたという理由は、主に下水道の部分に関係してくるということもございまして、下水道課長の方からその辺の話をしていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

事務局； 合併7年目に料金統一ということでありまして、平成21年の3月の議会の代表質問でもこういう質問がありまして、市長もこれに対して答えておりますが下水道については、山北・朝日・神林は下水道の整備が100%終わっております。それで荒川と村上地区はまだ下水道整備が終わっていませんが、荒川については平成24年に面整備が終わる予定であります。村上は少し遅れまして平成30年度に面整備が終わる予定であります。それで荒川の面整備が終わる平成24年から2年くらいは当然料金統一するまでに検討が必要だろうということで、合併7年後ということでの話し合いになったようでありまして、よろしく願いいたします。

議長； ありがとうございます。ただ今事務局の方から、先般の会議での報告もありましたけれども、それらのことについて改めて皆様方に説明ということでありまして。

4. 議事

4. 1 平成20年度決算における経営状況（上水道） 資料No.1

事務局； 平成20年度の水道の決算状況についてご説明させていただきます。私の方からは上水道事業会計と簡易水道特別事業会計についてご説明させていただきます。資料No.1をご覧頂きたいと思えます。

まず、上水道事業会計の平成20年度の決算でございますが、上水道事業会計は今ほどお話がありましたように独立採算の企業会計の制度を執っております。民間の会社と同じような経理・会計方式で執っている会計でございます。上水道事業会計には収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の二本立てになっております。初めに収益的収入でございますが、主な収入で給水収益が水道の料金でございます。支出の方では水道を給水するための経費で施設の維持管理費であったり、職員人件費であったりします。平成20年度収入の合計が“9億4,293万133円”、支出の合計が“8億564万8,081円”となり、差し引き“1億3,728万2,052円”となっております。一方、資本的収入でございますが、主な収入で企業債が国からの借金でございます。支出の方では配水管の改良工事であったり、浄水池の築造であったりと資本的な事業費が主となっております。収入の合計が“4億618万2,436円”、支出の合計が“7億8,470万2,210円”となり、差し引き“3億7,851万9,774円”の不足となっておりますが、こちらの方は補てん財源として消費税資本的収支調定額や損益勘定留保資金といったそれまで積み立てられた資金で不足分を賄っている状況でございます。平成20年度末の給水人口が“5万4,525人”、年間給水量が“632万155m³”でございました。

次に、平成20年度の簡易水道事業特別会計決算でございますが、こちらの方は市の一般会計と同じように現金主義といわれる会計の制度を執っております。主な歳入として使用量及び手数料の水道使用量が簡易水道の水道料金となっております。後、繰入金ということで

一般会計から繰入金を受けて歳入合計が“7億1,494万3,762円”となり、歳出の方は簡易水道を給水するための維持管理費であったり、職員人件費であったり、配水管等の改良工事を含めまして歳出の合計が“7億900万4,901円”となり、差し引き“593万8,861円”を平成21年度の繰越金と致しました。平成20年度末の給水人口が“1万2,398人”、年間給水量が“158万7,646m³”でございました。

議長； 今、平成20年度の上水道の決算・経営状況のご説明を頂きましたが、それにつきまして上水道と下水道を分けて質問していただきたいと思っております。

委員； 用語について良く分からないのですが、収益的収入というのは水道局へお金が入ってきたのを普通の言葉で何と言うのでしょうか。それから1ページの給水収益とは水道料金だということはさっきの説明であって分かったのですが、受託工事収益とはどこから入ってくるのか。その他営業収益はどこから入ってくるのかが分かりません。それから資本的というのは水道施設を維持していくお金を資本的というのですか。ダムを造って水を引っ張るとか、水道管を敷くとか、配水場を造るとか、メーターを付けたとか色々ありますが、そういうので入るお金ですかね。企業債は国から借りる金だと説明があつたのですが、2番の工事負担金とかは工事するためのお金だろうと思うのですが、これは業者が水道局に払うお金ですか、良く分かりません。工事補償金も分かりません。固定資産売却代金は大体分かりませんが、その辺を日常語で教えていただきたい。

事務局； まず、収益的につきましては、水道を給水することによって掛かる経費、施設の維持管理費等は、給水するためにこれだけお金が掛かりますというのが支出でございまして、収入につきましては、その給水したことによって得られる料金収入でございまして、その中で先ほども申し上げたように給水収益は水道料金でございまして、受託工事収益は市の消防当局の管理になっております消火栓の工事を水道の方で実施してございまして、その経費を市の一般会計の方から頂いているものが受託工事収益でございまして、その他営業収益は今ほど申し上げたように主に消火栓の維持管理費・経費・負担金ということで約780万、後は下水道料金の収納事務につきまして水道の方でまとめて行っておりまして、その下水道特別会計から委託・負担金ということで約1,800万を頂いているものの合計でございまして、

次に、資本的収入及び支出の支出でございまして、先ほども申し上げましたように配水管の建設・改良又は浄水池の築造という設備投資の経費でございまして、後、企業債償還金については国等から借り入れました企業債の償還元金の部分でございまして、工事補償金につきましては、下水道工事に伴って水道管を移設しないといけなくなりますので、その分を下水道会計の方から補償していただく補償金でございまして、

委員； 非常にこの表の作成の仕方が見辛くてきちんと分類、ようは表全体についてですが縦線とかがないと、ここに一つの項目が全体で集合されて計算されていると分かるのですが、その中に営業収益もあつたら縦線を削って1. 営業収益と、その中に給水収益だとか受託工事収益とか、そういうふうにしてはつきりと線を辿っていくと分かるようにしておくと非常に分かりやすいのですが、表の見方が下手なのかどうか分からないけれども役所は皆こういうスタイルで作るのでしょうか。大項目（款）・小項目（目）・中項目（項）というのがあるわけですが、その辺が良く分かるようにしておいた方がよいと思っております。

委員； 念を押して申しわけないのですが、工事負担金や工事補償金とかは市の水道関係の方で色々仕事をして貰うお金だと。こっちの方で計画するのではなくて他の事業からこうしてくれ

と頼まれて。

事務局； 道路事業であったり下水道事業であったりするわけでございます。

委員； そういうのを工事負担金・補償金というのですね。

議長； 他に質問もないようですので、下水道の事業会計決算の報告を事務局お願いします。

4. 2 平成 20 年度決算における経営状況（下水道） 資料No. 2

事務局； 下水道事業の会計の説明ということで説明させていただきます。平成 20 年度決算における経営状況ということで資料No.2 をご覧ください。下水道事業特別会計についてご説明いたします。

まず、歳入で主なものは下水道事業負担金が“1 億 333 万 1 千円”、下水道使用料が“5 億 11 万 8 千円”、下水道建設工事に伴う国庫補助金が“9 億 6,985 万 6 千円”、地方債（市債）が“17 億 9,100 万円”となり、一般会計から“16 億 9,949 万円”を繰入し、平成 20 年度の歳入の決算額は“51 億 5,728 万 3,154 円”となっております。一方、歳出では下水道施設の維持管理費、総務管理費などの下水道管理費が“5 億 3,373 万 1 千円”、下水道建設費が“21 億 6,029 万 2 千円”、地方債の元利償還金である公債費が“24 億 2,408 万 7 千円”となっており、歳出の決算額は“51 億 3,358 万 1,601 円”となりました。歳入合計から歳出合計を差し引きまして“2,370 万 1,553 円”が平成 21 年度へと繰越となりました。

次に、集落排水事業特別会計決算についてご説明いたします。この特別会計は農業集落排水事業・漁業集落排水事業・個別浄化槽施設に係るものでありまして、歳入で主なものは農業集落排水事業分担金が“2,460 万 7 千円”、農排・漁排施設使用料などが“1 億 5,643 万 4 千円”、農業集落排水事業に伴う国庫補助金が“1 億 8,129 万 5 千円”、県補助金で村作り交付金が“3 億 8,228 万 5 千円”、起債償還補助金が“4,796 万 4 千円”となり、県補助金の合計が“4 億 3,024 万 9 千円”、市債が“7 億 9,260 万円”であり、一般会計から“3 億 7,868 万 7 千円”を繰入し、平成 20 年度の歳入の決算額は“20 億 1,680 万 2,934 円”となっております。一方、歳出では農業・漁業集落排水施設の維持管理費、総務管理費などの集落排水管理費が“2 億 249 万円”、集落排水建設費が“12 億 1,910 万 7 千円”、地方債の元利償還金である公債費が“5 億 7,644 万 9 千円”となっており、歳出の決算額は“20 億 498 万 6,961 円”となりました。歳入合計から歳出合計を差し引きまして“1,181 万 5,973 円”が平成 21 年度に繰越となりました。

議長； ただ今、平成 20 年度の下水道の決算・経営状況のご説明を頂きましたが、それにつきまして何かご指摘ありましたら質問していただきたいと思えます。

委員； 農業集落排水事業というのは排水溝を造ったりする事業ですか。田んぼの脇に綺麗な排水溝とか給水とかということですか。

事務局； 下水道の中で公共下水道事業とか特定環境保全公共下水道がございまして、そこで農業集落とか規模が小さい所の下水道みたいな意味合いで取っていただければと思いますが、処理場を造りまして各世帯から繋いで一緒に処理する施設事業ということでございます。

事務局； 村上地区で言いますと山辺里・相川・門前、鋳物師それに今現在工事を行っております上海府、それから終わりました瀬波地区の下渡が農業集落排水事業で整備を行いましたし、今

現在整備を行っている所であります。一方、荒川地区では海老江、神林地区では西神納（北・南部）、東神納・神納・南大平、朝日地区では高根・荃太・蒲萄・三面という所でございまして、山北地区は中継・越沢・中浜でございまして、それから寝屋漁港のある集落は、漁業集落排水事業です。

公共下水道事業としてやっていて、今申し上げた集落は単独で公共下水道を引っ張るのにはもの凄く距離があつてお金がかかっちゃうわけで、だから単体の集落で事業名を集落排水事業という名称に変えて、単独で排水処理もできる施設を造る事業のことです。

委員； 高根出身なのですが、高根辺りは簡易水道でちょっと引っ張ってきて、それから使って高根川に排水しているけれども、そういうのに使うのですか。

事務局； 公共下水道事業との主な違いは、農業集落排水事業は今ほど言いましたとおり小規模でまとまった集落の所で行っている事業で、基本的には下水を処理するので雨水とか側溝とかではございません。公共下水道事業は国土交通省の事業、農業集落排水事業は農林水産省の管轄で別れてやっております。

委員； そうすると例えば、四日市なら四日市も農業集落であり下水工事と言っているけれども、町の下水工事とは違って農業集落排水事業のわけで、あの辺の海府当たりもそうですし、自分の所高根は終わったと言っているけど、そういう事業が終わったのか。下水工事ではなくて。

事務局； ようは今、事務担当の方から説明があつたのですが、公共下水道いわゆる国交省で進めている事業とか農水省で進められている事業に分類されます。

委員； 中身は同じだけでも管轄が違う。今日は下水道事業なのですか。下水道事業でこういう大きい村上市の町中の部分については公共下水道という事業名称で行っているのです。農業集落排水事業については農水省で補助金を渡してやっている事業で、余りにも距離が遠すぎるものですから、例えば海府だとか高根だとかいった所は単独でやった方がいいぞということで、そこで独自の浄化施設を造って下水道を処理するシステムのことを言うと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局； その通りでございます。

議長； 他に質問はございませんでしょうか。ないようでしたら次にいきます。一番大事な資料No. 3の上水道財政計画のご説明をお願いいたします。

4. 3 財政計画（上水道） 資料No. 3

事務局； 資料No.3の上水道事業会計財政計画と次のページになります簡易水道事業特別会計財政計画についてご説明させていただきます。現在、市では今年度末策定を目指しまして合併後の総合計画を作成中でございます。その総合計画に盛り込まれた内容を具体的に実施してまいります。細かな事業計画がございまして、事業計画につきましてはそれぞれの担当で作りましたものを市全体で調整中でございますが、その一つひとつの事業計画を積み上げて作成したものがこちらの財政計画になっております。総合計画が平成21年度から28年度までの8年間の計画となっておりますので、こちらの財政計画も28年度までの計画となっております。

こちらの方は先ほど、決算の所で示しました項目と同じ作りになっておりまして少々見辛

いかも知れませんが、先ほどご説明いたしましたそれぞれの項目につきまして 21 年度から 28 年度までの積算をしたものでございます。

初めに、上水道事業会計でございますが、こちら先ほどの決算と同様に収益的収支と資本的収支とそれぞれに分けて作っております。各年度の収支差引につきまして下の方をご覧頂きたいのですが、“9,600 万円”から“1 億 4,200 万円”の黒字ということで収支の方がありますが、こちらの方が独立した会計としてやっていくための最低限の収支ということで計画しております。裏面の資本的収支につきまして差し引きの収支がマイナスでございます。

先ほどの決算の所でご説明いたしましたが、支出に比べて収入が少なく、この財源の不足分につきましては 20 年度の決算でご説明いたしましたように、補てん財源・調整資金といった補てん財源でそれぞれの年度の補てんをするというような計画になっております。こちらの資本的収支の内容につきましては次の議題の事業実施計画の方で詳しくご説明させていただきます。資料No.5 の方で後ほどご説明させていただきますが、そちらの方の積み上げがこの表でございます。

議長； 次の資料No.5 の上水道事業実施計画も含めて一緒にご説明してください。

4. 5 上水道事業実施計画 資料No. 5

事務局； それでは私が説明いたします資料No.5 は両面になっているうちの前面の方が上水道事業について、裏面の方は簡易水道事業について記載されております。細かく説明していくと非常に煩雑になりますので概要だけ簡単に説明させていただきます。先ほども説明がありましたが、今策定中の総合計画のベースとなっている計画です。この計画につきましても合併基本計画をベースに致しまして、それぞれの地区の維持管理担当と話をしながら決めていった計画になります。左の方に村上・神林・朝日・荒川といった各地区が分かるような形で分けてあります。

主な事業の内容としましては古くなった施設の更新というのがメインになります。水道の水源地から始めまして、水源の所に付きます浄水場、ポンプ設備や電気設備、水を送るための設備等、かなりの年数が経っており、もう更新の時期を迎えております。その他ポンプから送られます山の上に付きます水を溜めておく配水池等の更新、現在の水道の基準に合わせて更新かつ増強も図りながら更新をしていくといったような施設の整備の内容になります。

そしてそこから配られる設備になりますが、主に配水管といわれるパイプになります。これにつきましても非常に古い物は石綿管と呼ばれるような非常に脆いパイプ等もございますので、石綿管の更新又は先ほどからの話にも出ておりますが下水道事業に伴って水道管が支障になるということで、水道管を一時撤去して接合する改良工事、又は道路の整備によって新しくできる道路に配水管を建設していこうという建設工事というものが主な内容になります。簡単ではありますがこれで説明を終わらせていただきます。

事務局； この事業実施計画が財政計画の方に反映されていると理解していただければと思います。

委員； つまり市の総合計画というのは原案策定ですよ。これもこちらから総合計画に出した方針というか大まかな大綱に沿って具体的な計画を立てるところになりますよということですか。まだはっきりとしたものではないと考えていいのですか。

後、これもまた教えてもらいたいのですが、上水道事業会計財政計画の資本的収入の中の企業債というのは水道の企業、村上水道局というか何て名前なのですか。そこで借りるお金ということですか。

事務局； 配水管の建設等といった工事に充てる財源が足りないものですから、国とか地方・公営企業・金融公庫といった所からお借りする起債と申しますか借金なのです。

委員； 借りる所は国であったり県であったり色々あるのだけれども、借主は村上市水道局ですね。この企業というのは水道局のことですね。毎年これだけ借りていきますということですね。

事務局； そういうことです。

委員； 村上市水道事業実施計画の中の矢印はどういう意味ですか。この仕事は矢印の間の年度でやりますよということですか。

事務局； はい。一応そういうイメージで線を引かせていただきました。

議長； それでは上水道の財政計画はやりましたので、簡易水道の事業特別会計財政計画のご説明をお願いいたします

4. 3 財政計画（上水道：簡易水道） 資料No. 3

事務局； 簡易水道事業特別会計財政計画につきましても、今ほどご説明いたしました上水道事業会計と同じく、総合計画を実現するためのそれぞれの年度の細かな事業の積み重ねを計上して作ったものでございます。こちらの会計につきましては歳入合計・歳出合計は同額ということで簡易水道事業会計について、簡易水道は水道料金だけではやっていけない特別会計でございますので市の一般会計の方から多額の繰入金、年額“1億7千万円”から“2億円”と多い年度で“2億6千万円”もの繰り出しを頂いて、歳入と歳出の合計がイコールとなる会計でございます。また、歳出の方につきましても、資料No.5の裏面に載せてあります実施計画の各地区それぞれの事業を積み上げして計上しております。

議長； 上水道・簡易水道の財政計画の報告と実施計画のご説明があったわけでありましたが、それについてご質問ありましたら言ってください。

委員； 簡易水道事業特別会計財政計画の中の市債が上水道の方では企業債となっていますがどう違うのですか。

事務局； 内容は同じでございます。上水道事業は先ほど申し上げたように公営企業の企業会計ということで企業債と呼んでおりますし、簡易水道事業会計につきましては市の一般会計と同じ区分の特別会計でございますので、市債ということと呼んでいますが、内容は同じように国や公庫からの借金でございます。

議長； 他にございませんでしょうか。ないようでしたら下水道に移ります。それでは資料No.4の下水道財政計画とNo.6の下水道事業実施計画を合わせてご説明をお願いします。

4. 4 財政計画（下水道） 資料No. 4

事務局； 下水道事業の財政計画について資料No.4をご覧ください。この表は下水道事業と集落排水事業の実施計画等によりまして、建設改良費、維持管理経費等を見込みまして、将来の経営指標を予測したものでございます。建設改良費につきまして、下水道事業では荒川地区が平

成 24 年度、村上地区が平成 30 年度で面整備完了の予定でありまして、集落排水事業では村上地区の門前・鋳物師処理場が平成 21 年度、上海府処理場が平成 22 年度に面整備完了予定となっております。また、下水道事業では処理場設備の改築更新が平成 24 年度から、集落排水事業では処理場の機能強化工事が平成 23 年度から順次計画されております。

建設改良費について平成 21 年度は“32 億 3,222 万 9 千円”で平成 23 年度まで減少傾向にあり、平成 24 年度では“32 億 3,083 万 3 千円”と増加し、平成 25～28 年度には 26 億から 27 億円位に推移する見込みとなっております。汚水処理費については維持管理費と資本費に分けられまして、維持管理費は日常の下水道施設の維持管理に要する経費であり、具体的には人件費・動力費・薬品費・施設補修費・管渠清掃費及びその他の維持管理費となります。維持管理経費については過去の維持管理費の平均上昇率によって算出し、平成 25 年度以降は施設の改築更新等も考慮し、水洗化率の上昇率に合わせて見込んでおり、平成 21 年度は“7 億 5,232 万 2 千円”、平成 24 年度では“8 億 6,178 万 6 千円”、平成 26 年度には“8 億 8,288 万 6 千円”と増加の見込みとなっております。資本費は汚水にかかる地方債の元利償還金です。平成 21 年度は“30 億 6,571 万 1 千円”、平成 24 年度では“31 億 9,443 万 7 千円”、平成 26 年度には“34 億 6,847 万円”と増加傾向となっております。料金収入は各地区の現行料金で水洗化率の伸び率に合わせて算出したもので、平成 21 年度は“6 億 7,550 万 4 千円”、平成 24 年度では“7 億 4,566 万 5 千円”、平成 26 年度には“7 億 8,794 万 8 千円”といった見込みとなっております。汚水処理費と料金収入を見ても料金収入で賄える状況になく、維持管理費でさえも賄えていない状況です。

有収水量は下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量ですが、有収水量 1 m³当りの使用料収入が使用料単価でありまして、135 円から 137 円くらいで推移する見込みとなっております。汚水処理原価は有収水量 1 m³当りの汚水処理費でありまして、一般的にこの数値が低いほど効率的な処理ができていると考えられております。汚水処理原価を見ますと 730～770 円台の見込みとなっております。汚水処理原価①は汚水処理費のうち、維持管理費だけを見た場合でありまして 150 円台の見込みとなっております。

有収水量 1 m³当りについて 730～770 円で汚水を処理していることにはなりますが、135～137 円の使用料収入より得ていないことにはなります。維持管理費だけを見た場合、現在の料金収入でも賄えない状況であり、一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況であります。簡単ではありますが財政計画の説明とさせていただきます。

4. 6 下水道事業実施計画 資料No.6

事務局； 続きまして資料No.6 の公共下水道事業実施計画について説明させていただきます。一番上の村上地区は先ほどもお話したとおり、処理場の面整備が平成 30 年度まで予定されていまして、年度計画で料金が載っております。それについては流入量の増加により増設工事が行われる予定となっております。荒川地区の公共下水道事業についても平成 24 年度まで面整備が行われる予定です。平成 10 年度に供用開始しています。まだそんなすぐではありませんので面整備だけで維持管理費は後の方で出てきますが、まだ余り維持管理費も多くならないと思われまます。神林地区の特環の整備が終わっていますが、神林・朝日地区についてはある程度、神林地区に至っては整備が終わっていますけれども、まだ終わったばかりで余り維持管理費の方がかさまないということで平成 24 年ごろから改築更新を計画しております。

朝日地区についても、処理区拡大ということで平成 23 年ごろからまた処理場増設工事ということで計画されております。山北地区については特別環境保全公共下水道ですけれども、山北はかなり前に下水道が終わっておりまして、荒川の整備が終わる平成 24 年ごろから処理場の改築更新を考えておりまして、これは桑川から始まりまして古い順に改築更新を考えております。

裏面については農業集落排水事業実施計画でありまして、村上地区では門前・鋳物師が今年度で面整備が終わります。上海府は平成 22 年度で面整備を終わります。これに伴いまして瀬波地区の羽下ヶ淵等と山北の各地区を含めまして集落排水の方はだいぶ古くなっている部分がありますので、平成 23 年ごろから改築更新ということで羽下ヶ淵については、平成 22 年度に羽下ヶ淵の処理場の機能強化工事を行う予定となっております。後、随時山北の方も決まった年度（矢印のある時期）に処理場の機能診断を行いまして、処理場の機能強化工事を予定しております。

議長； ありがとうございます。時間を頂きながら説明に至ったわけではありますが、下水道の財政計画と下水道事業実施計画についてご指摘・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員； 財政計画の中の繰入金がありますが、これは前年度の繰越金が繰り入れられるということで良いのでしょうか。

事務局； 繰入金というのは一般会計から繰り入れる繰入金のことです。

委員； 市の一般会計から不足分を入れてもらうということですね。先ほどの説明では料金収入でも維持管理費にも満たないということでしたよね。そうすると大部分は他から入ってきていると見ても良いのですね。

事務局； 今、料金の統一ということでこれから検討していただくわけですが、合併協議の中でも維持管理経費を賄えるようにしていくことがうたわれていますけれども、維持管理経費が料金収入より多くなっているといった状況でございます。

議長； 検討の一番の資料になろうと思っておりますので、下水道事業の財政計画を皆さんで検討していただいて、そして料金にも当然ながら反映されていると思っておりますので、分からない箇所がありましたらご質問をしてください。

質問もないようですので、資料No.6 の下水道事業実施計画までの審議を終わりと致します。
次は上水道・下水道の料金の検討に入りますが、ここでいったん休憩したいと思いますのでどうぞ休憩してください。

議長； それでは会議を再開いたします。水道の料金の検討に入らせていただきます。資料No.7-1 から 7-5 までです。事務局よろしく申し上げます。

4. 7 上水道料金の検討 資料No.7 - 1～7 - 5

事務局； 私の方から水道料金の検討ということで資料No.7-1 から 7-5 までございますが、本日は根本の考え方についてご説明をして、細かい所の部分については次回の会議ということで考えておりましたのでよろしく申し上げます。

まず、資料No.7-1 の部分でございます。一番肝心な所の料金体系につきましては、合併後の協議会で口径別の基本料金と従量料金で使った水の量に応じた料金制度ということで、決定を頂いております。それで今の関係 5 市町村でこの体系を執っていますのが、村上・山北地区ということでございますので、これらを参考に検討を進めていくということでございます。村上地区の候補につきましては、口径別の基本料金ということで基本水量を 13 mm から 25 mm までの部分については 10 m³まで使った方には基本料金を頂いて、10 m³までの水道分も含まれるのが基本料金の設定の仕方となっております。それから使った水に対する従量料金、

ここには逡増型従量料金ということで書いております。これにつきましては1 m³当りの単価、例えば13～25 mmであれば11 m³以上使う方の1 m³当りの単価というのは、使う水の量が多くなる所について段階的に高い料金に設定していく体系でございます。ちなみに村上地区では13～25 mmまでの所について11～50 m³といった区分から始まりまして、3区分で設定をしております。30 mm以上につきましては基本水量が含まれておりませんので、1～50 m³の区分から始まりまして、同じく3区分でお願いをしているというものでございます。それから山北地区につきましては、同じく口径別の基本料金ではあるのですが、使った水の料金については1 m³から料金を頂いていますということで、村上と違いまして基本水量というものは基本料金の中に含まれないという体系でございます。従量料金につきましても山北地区では口径別ということで、例えば太さ13 mmと20 mmについては1 m³当り100円ということで、それ以上の口径につきましても同じように二つの口径別を一緒にした単価の設定です。大きい所で75 mm以上は同じ単価ということで4つの区分で従量料金を決定している所で、この二つの地区を見てもかなり違いがあるということをご理解頂きたいと思っております。

この二つの地区の中でも色々な設定方法が考えられますけれども、今回は4つの案の提案をさせていただきます。第1案から第4案までということで資料的にはNo.7-2から7-5までの部分が各案の資料ということでございます。第1案につきましては基本水量を13～20 mmまでの10 m³を基本水量として、従量料金についても逡増型にして使う量に応じて単価の設定が上がっていくということで試算したものが第1案でございます。13～20 mmまでという部分では一般家庭のほとんどがこの大きさのものになるということでその内容をちょっと調整した感じになっております。それから第2案の部分では第1案と同じ形の中で、従量料金の部分を現行の山北地区と同じような口径区分でやった場合と同じということで設定した案でございます。次に第3案につきましては基本水量を一番小さい口径の13 mmだけとして、5 m³までを基本料金に含むという形を執って、従量料金については第1案と同じように逡増型にした場合であります。最後の第4案につきましては第3案と同じ形の中で、従量料金を山北地区と同じようにした場合ということで、こちらの第4案では13 mmを一つの区分として1 m³当り幾らという設定をしまして、それに20・25 mmというような組み合わせをしていながら、大きい所で100 mm以上については同じ単価の設定をした試算でございます。

今回、4つの案を出させていただきました。この案の中身については後ほど説明したいと思っております。提案した案の共通していることで、料金案策定の根拠ということでここに記載を致しました。

一つ目は有収水量、いわゆる料金収入に繋がる水量を皆様方から使っていただいた水量につきまして、平成20年度1ヶ月平均の水量を元にして先ほどの総合計画の所と関連を致しまして、人口がこれからの状況でどうなるかという所ではやはり減少傾向になっていくだろうということが水道を利用していただいている人たちも減っていくという見方を致しまして、料金統一の平成26年度においては20年度の実績と比べまして8.4%ほど下がっていくだろうと推計を致しました。そうしますと、上水道では年間“618万9,600 m³”、簡易水道では“113万400 m³”なるだろうと推計いたしました。料金試算をするにあたって年間の数値を元にしますと使うデータもかなりの量になってしまいますので、1ヶ月平均でどのくらいになるということでの数値を出しながら推計をしております。それぞれ青字で書いた数値が1ヶ月平均の水量になるのではなかろうかと考えております。それから二つ目は給水件数、いわゆる利用していただいているお宅・会社なども含めた件数につきまして、毎年がプラスマイナスあるのですが、その辺は特に旧村上であれば宅地開発といった形で世帯数そのものは、どちらかという増えていく部分もあるのかなということでそんなに大きな変動はないのかなということで、20年度の実績の1ヶ月平均の件数をそのまま平均の件数の数値に用いたということで上水道の1ヶ月平均は“1万9,920件”、簡易水道であれば“4,596件”と

というような設定でございます。

これらの水量・給水件数につきましては次の資料No.7-1 の 3～6 ページにそれぞれ上水道と簡易水道ということで、それぞれの管の太さとかこれからの見込みで大体一番左の所にある水量区分のことで書いておりますが、水道の栓は開いておりますけれども水は使っていない場合もございます。それから 1～5 m³というような区分に応じた中でどのくらいの件数までには全体の水量とかが出てくるかなということで、それぞれの太さごとに出していております。表の一番下の所の合計でございますが、先ほども申し上げました合計の有収水量の見込みにつきましては“**51 万 5,957 m³**”ということでございます。13・20 mmについては“**30 万 7 千 m³**”、“**2 万 9 千 m³**”ということで二つの合計でありますと水量的には全体の 65%以上になります。同じく件数で見ますと 96.8%ぐらい占めているということでございます。それと同じような形で裏のページではこれよりも大きい口径の方々、それと合わせて瀬波温泉の旅館で温泉に使っています水の量については一般の料金と違う設定をしておりますので、あえてここでいうことでは区分をしてそれぞれ出しております。それから 5 ページ目は簡易水道ということでこちらのほうも全体の区分で見ますと、13・20 mmが件数でも 97%を占めているという所でございます。そんな見方をさせていただければと思います。それからちょっと戻っていただきまして、2 ページ目の村上の方になります。こちらの方では今度は必要となる料金収入について、先ほどご説明を致しました資料No.3 の財政計画の資料、これの平成 26 年度の給水収益とか使用料の収入ということで、上水道であれば年額で“**9 億 7,808 万円**”、簡易水道で“**1 億 8,160 万円**”のお願いをしなければならないという財政計画の説明を致しました。これにつきましても 1 ヶ月平均で見ますと上水道で“**8,150 万 7 千円**”、簡易水道で“**1,513 万 3 千円**”というような試算でこうこうになるということでございます。下の※印の所でございますが、提案した 4 つの案を共に申し上げました 1 ヶ月平均の有収水量、これらを元に③の金額・料金収入に近くなるにはどういう単価を設定したら良いかということで当てはめて策定をしております。

それで資料No.7-2～5 につきましては本当であれば全部の口径区分でどうなるかという資料になるのですが、相当のボリュームになってしまいますので今回は一般家庭用で多い 13・20 mmについて、先ほどの資料による水量区分ごとの平均水量はどのくらいになるのかということから、試算をして現行料金との影響額がどうなっているということでもあります。それからこの二点目の基本水量 10 m³がどこから来ているかということで、日本水道協会という組織の資料を使っております。一人一日当たり 850 ぐらいは色々な場面で使っていますので、四人家族で 1 ヶ月を 30 日とした場合ではおよそ 10 m³になるということで当時から基本水量 10 m³というような設定をしてきたということでございます。参考の家族構成の減少とか、節水型の電化製品の普及などから東京都でも既に基本水量を 10 m³から 5 m³の設定に改定しております。これは本当、資料No.7-2 からのそれぞれの案がありますが、基本的に使っている数値は水量とか件数は大体同じ水量件数を使っております。それぞれに基本水量を受け取っているような部分で単価を変えていくとこのような案の単価順になるということで見ただけであればよろしいかなと思います。

まず、資料No.7-2 から説明をしたいと思っております。1 ページ目は今ほど説明しました 10 m³までを基本水量とした場合に、大体考えられる単価はこうになるという表でございます。

そして 2 ページ目からは先ほど申し上げました水道を使っている水量区分ごとにどんなふうになっているのかということで、2 ページ目の所では 13 mmの口径についてそれぞれ地区ごとに出してきました。この表の真ん中辺りに平均水量という欄がございますが、これについてはそれぞれの水量区分の有収水量を件数で割ったものが平均水量ということで、この水量をそれぞれに対して、例えば第 1 案の単価に当てはめて計算していくと一件当たりの 1 ヶ月の試算額が出ます。同じ水量を使った場合のそれぞれの地区の現行料金で計算すると幾

らになるかという出し方をしています。最後の所で差し引きをしたら、幾ら高くなるかとか安くなるかをいうことを判断してもらいます。2 ページ目の一番下の所では口径 13 mm の合計となります。それから水量の口径の所も含めた総合計の試算額がどうなるかということで 2 ページ目の一番下に載っております。第 1 案の口径 13 mm であれば合計額が“**8,154 万 6,601 円**”ということで 1 ヶ月当たりの平均の試算を計れます。それから 3 ページ目には 20 mm も同じように計算して、口径 20 mm の合計の表も下の所で表しております。4・5 ページ目についても同じように簡易水道の場合で出して、料金そのものについては載っていませんので、簡易水道も上水道も同じ単価を使って料金を頂いております。後の資料についても同じような方法で計算していくということで、料金表そのものについては上水道も簡易水道も同じものを使います。そのような形で資料をご覧頂ければよろしいかなと思います。以下、資料 No.7-3~5 につきましては第 2・3・4 案と続いていきます。

上水道については以上でございます。

議長； 皆様方にお願いがございます。2 時間経過したわけでありましたが、この後も色々と会議のある方もいらっしゃいますのでここで終了したいと思います。今、ご説明があったわけですから、料金については詳しく分かりやすく書いてありますので熟読して、改めて次回の検討委員会で討議したいと思いますので今日はここで終了させていただきます。

委員； 水道料金を決定する場合に、先ほどの財政計画を見ると大幅に上げなければ独立採算でやっていけない状態ですので、今見ると相当上がっていますけれども、水道協会とかいう所で不足分を即水道料金に加算してはならないぞと、もっと工夫しなさいと。どんな所を工夫するかと言うと経営の効率化とか、色んなことをしっかり決めてから市民の負担をお願いしなさいということが書いてあったのですが、ぜひ料金がこうなってこうなるよと経営についても合併して知恵を働かせてこういうふうに儉約するとか、かからないようにしていくということを次は見せて欲しいなと思います。

5. その他

6. 閉会

副委員長； 今日はお忙しい中、ご審議頂きましてありがとうございます。水道料金統一ということで資料も沢山ございますが、今日はこれでお開きとさせていただきます。大変どうもありがとうございました。